

分類	No.	質 問	回 答
	1	記載されているサービス以外の募集は行っていないのか。また、行う予定はあるか。	補助金を活用しない場合かつ、総量規制対象サービス(認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設)以外の地域密着型サービスは、随時指定申請が可能です。
	2	認知症対応型共同生活介護におけるサテライト事業所の募集はあるか。	第9期中には予定していません。 なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護におけるサテライト拠点は、本体事業所の指定変更届の提出によって設置可能です。
	3	整備区分の「創設」とは何を指すのか。	募集要項内の創設については、「新たに建物を建設して」または「既存の建物を活用して」事業所を新規開設することを指します。
	4	(地域密着型)特定施設入所者生活介護について、新設の募集はあるか。	第9期中には予定していません。転換のみ募集をします。
	5	次年度以降の募集内容の詳細について知りたい。	次年度以降の募集については、当該年度4月頃に藤沢市ホームページにおいて公開する情報をご参照ください。 また、第9期介護保険事業計画中の総整備目標数については「いきいき長寿プランふじさわ 2024」の該当ページ又は「第9期藤沢市介護保険事業計画における介護保険事業所の整備方針」をご覧ください。
	6	整備予定地はどのような基準で選定されているのか。	当該サービスの未整備圏域を中心に、被保険者数に対する充足率等を勘案して選定しています。
	7	整備予定地(候補地)が、本募集の整備予定地に含まれているかどうか知りたい。	整備予定地の住所を確定したうえで、介護保険課へ問合せてください。
	8	国通知では認知症対応型共同生活介護は3ユニット(27人)まで設置することができるとなっているが、藤沢市では募集しないのか。	藤沢市では、認知症対応型共同生活介護の本来の趣旨である「家庭的な環境」を尊重した整備を進めることとしており、3ユニット(27人)事業所の整備は予定しておりません。
応募方法に関する こと	9	(4)留意事項⑥ (前略)明らかに事業所整備が見込まれないと判断したものについては、応募書類を受付けしないことがあります。 について、どのような場合が対象となるのか。	整備予定地が災害レッドゾーンに該当する場合や、土地の取得計画等が不明瞭である場合等が該当します。
	10	受付期間終了後、提出書類の内容に変更が生じた場合はどうすればよいのか。	やむを得ない場合(※)に限り、書類の再提出を認めます。速やかに介護保険課へ連絡のうえ、修正後の書類を提出してください。なお、事業計画の修正は認めません。 (※)法人代表者、役員の変更等
地域住民等への説明 について	11	地域住民への説明等は必須か。	地域住民への説明等は必須です。地域に根差した事業所として運営することができるよう、信頼関係の構築に努めてください。
	12	地域住民への説明等はいつまでに行えばよいのか。	応募書類の提出前に行っていくことが望ましいですが、遅くとも地域密着型サービス事業者等選定委員会の開催日までには説明等を行ってください。
	13	(地域密着型)特定施設入居者生活介護のみ 既利用者等への説明等はいつまでに行えばよいのか。	応募書類の提出前に行っていくことが望ましいですが、遅くとも地域密着型サービス事業者等選定委員会の開催日までには説明等を行ってください。本件につきましては、採択されると施設サービスの種別変更を伴うことから、後にトラブル等が生じないよう、利用者及び利用者家族に必ず説明を行ってください。また、現在の利用者に対して、転換後のサービス提供が困難であることが想定される場合、利用者等の処遇に影響が出ないよう、適切な引継ぎ等を行ってください。
	14	説明の手法に指定はあるか。	説明の手法に指定はありません。地域住民等から十分な理解が得られることができると応募者が判断した手法で行ってください。
	15	説明にあたり、町内会長等の連絡先を教えてください。	介護保険課では対応できません。 市民自治推進課(0466-50-3516)へご相談ください。
	16	地域住民等に対し、説明会を実施する予定だが、会場の確保をしてほしい。	介護保険課では対応できません。 市内の市民センター等の会議室を利用したい場合は、所定の手続きを経て会場を確保してください https://fujisawacity.service-now.com/facilities_reservation

分類	No.	質 問	回 答
応募要件について	17	都市計画法、建築基準法等の確認をしたい。	介護保険課では対応できません。各所管課へご相談ください。
	18	看護小規模多機能型居宅介護についても、スプリンクラーの設置は必須か。	必須です。 消防法上、看護小規模多機能型居宅介護は利用者の介護度割合により設置しなくて良い場合があります。(消防法施行令第12条1項第1号ロ) しかしながら、藤沢市においては当該サービス事業者が「中・重度者へのサービス提供」を期待しているため、設置を必須としています。
	19	【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】(1) (前略)事業開始から少なくとも1年間は <u>応募事業者が自ら行うこと</u> について、どういった意味か。またどういった意図があるのか。	当該サービスにおいて、定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービスの業務を、訪問介護事業所等に外部委託するのではなく、自社で確保した介護職員等で提供するという意味です。 当該サービスについては、介護職員等の外部委託が可能な取り扱いとなっていますが、選定事業者の基礎体力向上を目的に、開設から1年間は上記の取扱いを行っていただくことを応募要件としています。 ただし、当該サービスにおける訪問看護サービスについては、開設当初から外部委託可能です。
審査・選定方法について	20	選定委員会当日、使用できる設備は何か。	電源、プロジェクター、スクリーン、VGA・HDMIケーブル、マイク、スピーカーについては介護保険課で用意します。
	21	選定委員会当日、別途資料を配布することは可能か。	可能です。配布する可能性のある資料は選定委員及び事務局向けに8部印刷して持参してください。 また、資料等をスクリーンに投影して説明することも可能です。
選定後の流れについて	22	結果通知が届かない。	介護保険課へお問合せください。
	23	自社の獲得点数を知りたい。	介護保険課に直接お問合せいただいても回答することができません。 行政文書公開請求を行ってください。 行政文書を入手する方法について https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/soudanc2-1/shise/johokokai/johokokai/tetsuzuki.html
応募留に意あつた項の	24	(1)重複応募等の禁止とは具体的にどのようなことを指しているのか。	例えば、募集中のサービスについて次のような応募を禁止しています。 ・一の事業者が、同一サービスでの応募を複数行うこと。(例:認知症対応型共同生活介護でA地区、B地区の2種類を応募) ・一の事業者が、異なるサービスでの応募を複数行うこと。(例:認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の2種類を応募)(※) (※)ただし、併設を前提として応募する場合は、異なる複数のサービスを同時に応募することを認めています。必ずしも併設が確約される訳ではありませんのでご注意ください。
提出書類について	25	事前届出・応募の際の提出書類を知りたい。	募集要項をご確認ください。
	26	(様式B)事業計画概要書中の(10)サービス別様式についてはどうすればよいのか。	応募するサービスに対応する様式のみ記入し、提出してください。 誤ったサービスの様式が添付されていた場合、受理しません。
	27	事前届出時に提出した書類から変更がない場合は、重複する書類について提出を省略してよいのか。	省略不可です。変更がない書類についても応募時に改めて必要部数提出してください。
その他	28	補助金を活用せずに事業所の整備を行いたい。	介護保険法に基づく指定申請手続きを行ってください。本募集の手続きを経る必要はありません。 ただし、地域密着型介護老人福祉施設、(地域密着型)特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護は、本募集に応募し、指定候補事業者として選定されることが必要です。(総量規制対象サービスのため)
	29	すでに事業着手している案件について応募したい。	すでに事業着手(※)しているものについては、本募集の対象外です。 (※)事業着手とは、整備事業に関する見積書の徴収を指します。(事業計画等策定にあつた参考見積の徴収を除く)
	30	既存の住宅型有料老人ホームまたは「サービス付き高齢者向け住宅等からの転換のみとされているが、既存の介護付き有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)の定員を増やしたい場合は申し込むことができるか。例えば、定員20名の介護付有料老人ホームを10床増築(増床)することで定員を30名にしたいと申し込みをすることはできるか。	既存の介護付有料老人ホームの定員を増員させる申し込みはできません。あくまで既存の住宅型老人ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅等を転換する場合に限ります。